○経済産業省告示第八十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

表の委任した予算科目名の欄中「中小企業海外展開総合支援事業費補助金（中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（地域ネットワーク活用海外展開支援事業に限る。）及びＪＡＰＡＮブランド育成支援事業に限る。）」を「中小企業海外展開総合支援事業費補助金（ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業に限る。）」に、「事業環境整備対策費補助金（経営支援対策事業に限る。）」を「事業環境整備対策費補助金」に、「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（戦略的基盤技術高度化支援事業、中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業に限る。）、地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業及び中心市街地再興戦略事業に限る。）、中小企業・小規模事業者人材対策事業、ふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業、低未利用資源活用等農商工等連携支援事業、アイヌ中小企業振興対策事業、小売業者等連携支援事業及びふるさと名物開発等支援事業に限る。）に限る。」に改め、「地域新成長産業創出促進事業費補助金」を削り、「非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱開発理解促進関連事業支援補助金に限る。）」を「非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電に対する理解促進事業費補助金に限る。）」に、「エネルギー構造転換理解促進事業費補助金」を「エネルギー構造転換理解促進事業費補助金」に改め、「電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。）」を削る。

表中九州経済産業局長の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二九年度予算に係る補助金の交付に関する事務から適用する。ただし、平成二十八年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第九十号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）附則第七条第二号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する一般送配電事業者及び再生可能エネルギー発電設備の種類を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第七条第二号に規定する別に告示する一般送配電事業者及び再生可能エネルギー発電設備の種類は、次のとおりとする。

一般送配電事業者	再生可能エネルギー発電設備の種類
北海道電力株式会社	風力発電設備

2　改正省令附則第七条第四号に規定する別に告示する一般送配電事業者は、北海道電力株式会社とする。

○経済産業省・環境省告示第四号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十二年経済産業省・環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

◎調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十二年経済産業省・環境省告示第四号）（抄）

改正後	改正前
第一　用語の定義 この告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「報告命令」という。）において使用する用語の例による。	第一　用語の定義 この告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「報告命令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。
（削る）	1　「償却前移転」とは、償却を目的として、算定割当量を国の管理口座に移転をすることをいう。
（削る）	2　「排出量調整無効化」とは、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。